

令和8年度

第1回

加東市青少年センター

運営協議会

日時 令和8年5月21日（木）

午後1時30分～

場所 加東市役所 4階402会議室



加東市マスコット 加東伝の助

加東市青少年センター

令和8年度 第1回 加東市青少年センター運営協議会次第

(司会：青少年センター)

1 開会

2 委嘱書交付（代表者）

3 副会長選出

4 会長挨拶

5 協議事項

(1) 令和7年度活動結果報告・青少年補導委員の活動状況・不審者情報

(2) 令和8年度運営と活動重点・事業計画

(3) その他

6 情報交換・意見交換

7 閉会挨拶

副会長

8 閉会

令和8年度 加東市青少年センター運営協議会委員名簿

任期 令和10年3月31日まで

	所属等	職名等	氏名
1	加東市教育委員会	教育長	藤原路寛
2	加東市区長会	社地域代表区長	依藤 寛
3	加東市区長会	滝野地域代表区長	藤川 憲二
4	加東市区長会	東条地域代表区長	山本勝之
5	加東警察署	刑事生活安全課長	河島政典
6	加東市校長会	代表校長 (東条学園小中学校長)	柴崎謙介
7	兵庫県立社高等学校	校長	橋本智稔
8	兵庫教育大学附属中学校	校長	近都勝豊
9	加東市民生児童委員連合会	副会長	上月秀信
10	加東防犯協会	副会長	大杉和夫
11	小野・加東保護区保護司会	理事	西村のぞみ
12	加東市子ども会 育成連絡協議会	副会長	松本 浩
13	加東市連合婦人会	副会長	井上益子
14	加東市青少年補導委員会	会長	橋本良明

【事務局】

加東市青少年センター	所長	花田 和典
同	事務補助	田之上明光

令和7年度 加東市青少年センター活動結果

	月 日	事 業 名	場 所	内 容
会 議 関 係	4月17日(木)	青少年非行対策連絡会議	神戸市	県事業説明・研修会
	5月9日(金)	県青少年補導センター連絡協議会総会 第1回理事会	明石市	前年度の事業報告、本年度の活動方針等
	5月16日(金)	北播磨補導委員連絡協議会総会・第1回理事会	多可町	前年度の事業報告、本年度の活動方針等
	5月19日(月)	第1回 加東市青少年センター運営協議会	加東市役所	前年度の事業報告、本年度の活動方針等
	5月19日(月)	加東市青少年問題協議会	加東市役所	青少年の総合的施策樹立にむけた情報交換
	6月6日(金)	県青少年補導センター連絡協議会第2回理事会	宝塚市	県補連大会・表彰、所長1日研修会等
	6月18日(水)	北播磨青少年本部会議	社総合庁舎	新年度の活動方針
	6月20日(金)	加東市ネット見守り隊第1回連絡会	加東市役所	新年度の活動について
	6月30日(月)	県立社高等学校学校評議員会	社高等学校	学校評価、教育活動への提言
	7月3日(木)	北播磨補導委員連絡協議会 第2回理事会	西脇市	北播磨統一補導活動、情報交換
	7月15日(火)	第1回 学校・警察連絡会	加東市役所	学校と警察の連携、情報交換
	9月4日(木)	北播磨補導委員連絡協議会 第3回理事会	加西市	合同研修会の検討、情報交換
	9月24日(水)	県青少年補導センター連絡協議会第3回理事会	上郡町	所長・会長1日研修会、県補連大会、来年度の予定等
	10月31日(金)	北播磨青少年育成スクラム会議	小野市	青少年の健全育成等・北播磨青少年本部長表彰式
	11月6日(木)	北播磨補導委員連絡協議会 第4回理事会	小野市	合同研修会、北播磨統一補導活動、情報交換
	12月12日(金)	第2回 学校・警察連絡会	加東市役所	学校と警察の連携、情報交換
	12月25日(木)	第2回 加東市青少年センター運営協議会	加東市役所	本年度上半期事業報告等
	8年2月13日(金)	県青少年補導センター連絡協議会第4回理事会	神戸市	本年度の事業報告、来年度の活動計画等
	8年2月20日(金)	滝野南小学校子ども見守り隊連絡会	滝野南小学校	情報交換
	8年3月5日(木)	県立社高等学校学校評議員会	社高等学校	学校評価、教育活動への提言
8年3月9日(月)	加東市ネット見守り隊第2回連絡会	加東市役所	本年度の活動総括	
8年3月12日(木)	北播磨補導委員連絡協議会 第5回理事会	加東市役所	本年度の事業報告、来年度の活動計画等	
研 修 関 係	5月～	防犯教室	市内小中学校等	児童・生徒・教職員向け防犯教室
	6月～	加東市ネット見守り隊研修事業	市内小中学校等	児童・生徒・保護者・教員等向け情報モラル教室
	7月18日(金)	加東市ネット見守り隊研修会	社公民館	情報モラル研修
	7月25日(金)	県青少年補導センター所長一日研修会	神戸市	情報交換会
	8年2月13日(金)	青少年補導センター所長研修会(県青少年課)	神戸市	理事会終了後、午後研修
啓 発	7月12日(土)	万引き防止・インターネット対策等チラシ配布	市内	イオン社店ほか2店
	10月29日(水)	広報誌「育」はぐくみ46号配布	市内	市内全戸配布
	12月6日(土)	万引き防止・インターネット対策等チラシ配布	市内	イオン社店ほか2店

令和7年度中における加東市青少年補導委員の活動状況等

加東市青少年補導委員会は、子どもの見守り活動をはじめ、催し物会場における特別補導活動や子どもに有害な環境実態の調査活動等を通じて、青少年の健全育成に努めています。

1 加東市青少年補導委員会

青少年補導委員設置の根拠は、加東市青少年センター条例第6条に規定されています。

青少年補導委員は、自治会から居住者の多少に応じて割り当てられた人数を、それぞれの区長・自治会長から推薦された70名の委員が、3支部11班に分かれて青少年の健全育成のために活動しています。

各支部の班長から各支部長を互選し、更に支部長3名の中から会長1名、副会長2名を互選しており、現在は東条支部長が会長に、滝野支部長と社支部長が副会長となっています。

2 街頭補導活動の実施

各支部、班単位で、定期的な夜間の補導活動を実施しています。

補導委員からは、夜間子どもの姿を見かけないとの報告を受けています。

3 催し物会場における特別補導活動

まつりや花火といった催し物に伴い、会場周辺における特別補導を行いました。特異事項なく、無事終了しています。

5月 3日(土) 花まつり・鮎まつり

8月30日(土) 加東市夏のおどり

10月11日(土) 佐保神社秋まつり(宵宮)

10月12日(日) 佐保神社秋まつり(本宮)

3月 7日(土) 加東市花火大会

4 街頭啓発活動の実施

例年、北播磨補導委員会連絡協議会の統一活動として、市内の量販店において、少年非行防止や薬物乱用防止、インターネットの正しい利用を市民に呼び掛けるため、街頭キャンペーンを実施しており、7月12日(土)に第1回街頭キャンペーンを、12月6日(土)に第2回の街頭キャンペーンを実施しました。

※ 北播磨補導委員連絡協議会

三木市、西脇市、小野市、加西市、多可町、加東市の5市1町からなる補導委員会の連合組織で、統一活動として年2回の街頭キャンペーン、年6回の会議等を通じて北播磨地域における連携した活動を実施しています。

5 会議・研修会の開催

4月10日(木)には、加東市青少年補導委員会総会を開催し、新役員の選出と新年度の活動計画について確認を行いました。

また、役員会、支部連絡会を定期的に開催し、子どもの安全を守るための情報共

有を図っています。

更に、各支部における、各地域の学校・PT(C)A、警察署、防犯協会、保護司会等による合同研修会を6月に開催し、各地域における青少年に関わる情報の共有を図りました。

7月18日(金)には、加東市ネット見守り隊研修会に参加し、子どもを巡る情報の共有や、ネットに関する最新の情報の入手に努め、子どもの見守り活動に反映しています。

11月29日(土)には、北播磨青少年健全育成関係機関・団体合同研修会を加東市の主催で開催し、北播磨地区から多数の関係者の出席を得ました。

2月21日(土)には、加東市青少年補導委員会研修会を開催し、最新のネット情報について研修を受けました。

本年度も会議・研修会の開催を計画しています。

6 子どもに有害な環境実態の調査

青少年健全育成強化月間の取り組みの一環として、青少年の健全な成長に悪影響を及ぼすおそれのある、有害図書や玩具類等の販売実態等の調査を実施しています。昨年の調査で、コンビニエンスストア1店舗の閉店を確認しています。

7 兵庫県青少年補導委員連合会、北播磨補導委員連絡協議会との連携

兵庫県青少年補導委員連合会、北播磨補導委員連絡協議会の会員として、当市の会長が会議に出席して情報交換を行ったほか、北播磨補導委員連絡協議会の統一活動として青少年補導委員が街頭啓発活動を実施します。

不審者情報・青少年を取り巻く社会環境

1 北播磨地域内における事案発生状況

(令和7年度)

3月末

市町 内容	加東市	小野市	三木市	加西市	西脇市	多可町	計
ちかかん							0 0
下半身露出		(2)	(4)	(1)	(1)		0 (8)
声かけ	2 (3)	7 (4)	4 (5)	1 (1)	(4)		14 (17)
つきまとい	(2)	(1)	(1)	3 (3)	(1)		3 (8)
暴行・傷害			1 (1)				1 (1)
無断撮影	4 (6)	4 (4)	2 (2)	1 (1)			11 (13)
不審者徘徊	2 (1)	2 (5)	3 (2)	1 (1)	(1)		8 (10)
不審電話							0 0
その他(刑法犯)	1	(1)	(1)	(1)	1		2 (3)
合計	9 (12)	13 (17)	10 (16)	6 (8)	1 (7)	0 0	39 (60)

()内は前年度同期

ひょうご防犯ネットより

2 加東市内における月別事案発生状況

(令和7年度)

月 内訳	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
ちかかん													0
下半身露出													0
声かけ								1		1			2
つきまとい													0
暴行・傷害													0
無断撮影	2		1	1									4
不審者徘徊	1							1					2
不審電話													0
その他(刑法犯)								1					1
合計	3		1	1				3		1			9

3 青少年を取り巻く社会環境一覧表

令和7年3月31日現在

	加東市	小野市	西脇市	三木市	加西市	多可町	計
図書類自動販売機設置数	0	0	0	0	0	0	0
図書類販売店店舗数	22	21	19	38	19	8	127
ビデオレンタル店店舗数	0	0	2	3	0	0	5
利用カード収納自動販売機設置数	0	0	0	0	0	0	0
がん具(刃物類)取扱店	8	4	5	12	6	1	36
カラオケハウス店舗数	1	1	2	3	1	0	8
インターネットカフェ・まんが喫茶店舗数	3	0	1	3	1	0	8
出会い喫茶等店舗数	0	0	0	0	0	0	0
携帯電話事業者等店舗数	5	6	7	12	5	0	35
計	39	32	36	71	32	9	219

加東市内の事案発生状況

令和7年度 ひょうご防犯ネット抜粋

通番	日 時	場 所	事 案	内 容
1	4月10日(木) 午後4時頃	加東市 天神県道75号付近	不審者	自転車に乗車した男が、徒歩で通行中の女子中学生をチラチラと見ながら後方から追い抜き、その後も女子中学生を見ながら周辺を徘徊していたものです。不審者は、年齢20歳～30歳くらい、色白、上衣灰色の長袖、下位灰色のズボン、白色マスク、ベージュ色キャップ帽着用の外国人風の男で、いずれかに立ち去りました。
2	4月24日(木) 午後3時10分頃	加東市 木梨1151番地付近	無断撮影	徒歩で通行中の女子小学生に対して、スマートフォンを向けて撮影する素振りをしたものです。行為者は、黒色短髪、茶色と黒色のサングラスを着用し、白色の車に乗った男で、いずれかに走り去りました。
3	4月30日(水) 午後3時10分頃	加東市 喜田41番地先	無断撮影	徒歩で通行中の男子小学生に対して、スマートフォンを向けて撮影する素振りをしたものです。行為者は、若い感じ、外国人風、短髪、シルバー色の車に乗った男で、いずれかに走り去りました。
4	6月5日(木) 午後4時30分頃	加東市 社167番地所在 公園内	無断撮影	公園にいた女子小学生に対して、声をかけた後スマートフォンを向けて撮影する素振りをしたものです。行為者は、小太り、薄い黒色シャツ、灰色ズボンを着用した外国人風の男と、小太り、メガネ、黒色上衣、青色ズボンを着用した外国人風の男です
5	7月3日(木) 午前7時19分頃	加東市 社167番地付近	無断撮影	徒歩で通行中の女子小学生らに対して、スマートフォンを向けて撮影する素振りをしたものです。行為者は、年齢40～50歳くらい、身長160～170センチくらい、白色半袖シャツ、黒色長ズボンを着用した男で、いずれかに立ち去りました。
6	11月16日(日) 午前10時10分頃	加東市 上滝野1340番地1	窃盗 (検挙)	中学生が自転車前かごにショルダーバッグを置いたまま自転車を離れている間に、ショルダーバッグが盗まれる事件が発生しました。110番通報で駆け付けた加東警察署員が付近で犯人を発見・逮捕しています。
7	11月16日(日) 午後5時30分頃	加東市 北野32付近	不審者	女子高校生が徒歩で通行中、男性が乗車した車に追い抜かれた後、引き返してきた同車両とすれ違い、その際、乗車中の男性が微笑んできたものです。不審者は、黒色短髪、外国人風の男性で、車に乗車し、いずれかに立ち去りました。
8	11月30日(日) 午前10時50分頃	加東市 家原245番地付近	声かけ	徒歩で通行中の成人女性に対して、「カラオケどこですか。」「コンビニどこですか。」「どこで働いてますか。など声をかけたものです。行為者は、30～40歳くらい、身長165センチくらい、小太り、黒色上下ジャージ着用の男で、いずれかに立ち去りました。
9	1月19日(月) 午後3時20分頃	加東市下滝野2丁目付近	声かけ	徒歩で通行中の男子小学生に対して、「家どこ？お父さんの仕事何？」と声をかけたものです。行為者は、年齢70歳くらいの男で、いずれかに立ち去りました。

令和8年度 運営と活動の重点

加東市青少年センター

1 運営の指針

青少年補導に関する諸活動を総合的・計画的に実践し、関係機関との連絡・調整を密にしながら、児童生徒の安全と青少年の非行防止、健全育成を図る。

2 活動の方針

(1) 活動の推進方向

街頭補導活動、相談活動並びに青少年を取り巻く有害環境の浄化活動等の諸活動を的確に推進し、地域の子どもの安全安心活動と非行の早期発見、早期解決並びに再発防止に努める。

(2) 具体的な取組

① 非行の未然防止

定期補導の他、加東市内における夏まつり等の合同補導・北播磨地域一斉補導の特別補導や長期休業中の河川など危険箇所への巡回などの重点補導を通じ青少年に対する声かけを強化し、非行の未然防止に努める。

本年度も、市(支部)全体での定期統一補導活動を強力に推進し、補導活動の定着化を図る。

② 相談活動の充実

悩みやトラブルを持つ少年やその保護者等からの相談に真摯に対応し、関係機関との連携を図りながら相談活動を充実する。

また、インターネットやスマートホン等によるトラブルやネットいじめ等に対しても、学校と十分連携した対応を図る。

③ 子どもへの安全活動

児童生徒の登下校時の安全を確保するため、青パトによる巡回と地域や地域の見守り隊等と連携して、「登下校時の見守り」をできるだけ多く実施し、子どもを見守る目を地域の中に定着していく。

④ 防犯・安全教育の支援

児童生徒の「校内の安全」や「登下校の安全」を図るため、学校で行われる不審者対応訓練等の防犯・安全教育を警察と連携して支援する。

⑤ 有害な環境や情報から青少年を守る取組の強化

青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれのある環境の実態調査や良好な環境作りについて、関係者への協力依頼を強化していく。

⑥ ネット見守り隊活動

平成22年度に設置された「加東市ネット見守り隊」の活動を充実させ、子どもをネット被害から守るとともに、子どもが携帯電話やスマートフォン等を利用したインターネット（SNS、ゲームやメールも含む）に接する際のルールやマナー等を身につけさせるため、児童生徒や保護者、教職員への学習会や研修会を継続して各校などにおいて実施していく。

特に、大きな問題となってきたインターネット上の有害情報から青少年を守るため、兵庫県青少年愛護条例に基づくフィルタリングの利用を推進し、同条例改正に伴う、ルールづくり等の支援をしていく。

⑦ 情報の双方向化

北播磨地域等で発生した児童生徒等に対する、“盗撮”や“不審者”等の事案発生に対しては、その都度学校・園へ速報して注意を喚起するとともに、学校・園や警察等の関係機関、団体等との情報の双方向化を迅速に行い、被害の未然防止に努める。

⑧ 活動能力の向上

研修会の開催や各種研修会等への積極的な参加を行い、青少年補導委員会・青少年センターの活動能力の向上を図る。

3 青少年補導委員会の補導活動等について

活動の基本方針は以下のとおりであるが、日常生活を通じての「ながら見守り活動」も積極的に実施する。

(1) 定例補導活動について

支部統一・班ごとで、月平均2回の夜間巡回補導活動を実施する。

(2) 重点補導活動について

班単独若しくは複数の班が共同して、長期休業中、地区祭等の巡回補導活動を実施する。

(3) 特別補導活動について

市補導委員会若しくは複数の支部が合同で、加東市内における夏まつり等の催し物における合同補導や北播磨地域一斉活動日に補導活動を実施する。

(4) サイバー補導活動について

補導委員や特別監視員、PTAなどでSNSなどのウェブサイトへのサイバーパトロールを実施し、書き込み等が発見された場合は、関係機関と連携しながら迅速な対応を行い問題解決にあたる。

(5) 補導委員研修の充実について

補導委員新任講習や情報モラル講習、移動研修などの各種講習会等や役員会、各支部連絡会における機会や教養を充実させ、知識技能を習得することにより、補導委員各人の活動能力を向上させ、青少年補導委員会を魅力活力のあるものとする。

令和8年度 加東市青少年センター事業計画

	月 日	事 業 名	場 所	内 容	
会 議 関 係	4月24日（金）	青少年非行対策連絡会議	神戸市	県事業説明・研修会	
	5月8日（金）	県青少年補導センター連絡協議会総会 第1回理事会	加古川市	前年度の事業報告、本年度の活動方針等	
	5月15日（金）	北播磨補導委員連絡協議会総会・第1回理事会	三木市	前年度の事業報告、本年度の活動方針等	
	5月21日（木）	第1回 加東市青少年センター運営協議会	加東市役所	前年度の事業報告、本年度の活動方針等	
	5月21日（木）	加東市青少年問題協議会	加東市役所	青少年の総合的施策樹立にむけた情報交換	
	6月17日（水）	北播磨青少年本部会議	社総合庁舎	新年度の活動方針	
	6月18日（木）	加東市ネット見守り隊第1回連絡会	加東市役所	新年度の活動について	
	6月下旬	県立社高等学校学校評議会	社高等学校	学校評価、教育活動への提言	
	7月2日（木）	北播磨補導委員連絡協議会 第2回理事会	多可町	北播磨統一補導活動、情報交換	
	7月中旬	第1回 学校・警察連絡会	加東市役所	学校と警察の連携、情報交換	
	9月10日（木）	北播磨補導委員連絡協議会 第3回理事会	西脇市	合同研修会の検討、情報交換	
	10月下旬	北播磨青少年育成スクラム会議	小野市	青少年の健全育成等・北播磨青少年本部長表彰式	
	11月 5日（木）	北播磨補導委員連絡協議会 第4回理事会	加西市	合同研修会、北播磨統一補導活動、情報交換	
	11月27日（金）	県青少年補導センター連絡協議会第2回理事会			
	12月中旬	第2回 学校・警察連絡会	加東市役所	学校と警察の連携、情報交換	
	12月下旬	第2回 加東市青少年センター運営協議会	加東市役所	本年度上半期事業報告等	
	9年2月12日（金）	県青少年補導センター連絡協議会第3回理事会	神戸市	本年度の事業報告、来年度の活動計画等	
	研 修 関 係	9年2月中旬	滝野南小学校子ども見守り隊連絡会	滝野南小学校	情報交換会
		9年2月下旬	県立社高等学校学校評議会	社高等学校	学校評価、教育活動への提言
9年3月中旬		加東市ネット見守り隊第2回連絡会	加東市役所	本年度の活動総括	
9年3月11日（木）		北播磨補導委員連絡協議会 第5回理事会	小野市	本年度の事業報告、来年度の活動計画等	
啓 発	5月～	防犯教室	市内小中学校等	児童・生徒・教職員向け防犯教室	
	6月～	加東市ネット見守り隊研修事業	市内小中学校等	児童・生徒・保護者・教員等向け情報モラル教室	
	7月10日（金）	加東市ネット見守り隊研修会	社公民館	情報モラル研修	
	7月24日（金）	県青少年補導センター所長一日研修会	神戸市	情報交換会	
	9年2月12日（金）	青少年補導センター所長研修会（県青少年課）	神戸市	理事会終了後、午後研修	
啓 発	7月11日（土）	万引き防止・インターネット対策等チラシ配布	市内	イオン社店ほか4店	
	12月5日（土）	万引き防止・インターネット対策等チラシ配布	市内	イオン社店ほか4店	

○加東市青少年センター条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 89 号

(設置)

第 1 条 青少年補導活動を総合的に推進し、青少年の非行化を防止するとともに、その健全な育成を図るため、加東市青少年センター(以下「青少年センター」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 青少年センターは、加東市社 50 番地に置く。

(平 25 条例 31・一部改正)

(事業)

第 3 条 青少年センターは、第 1 条に規定する目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 青少年の非行防止のため街頭補導及び相談に関すること。
- (2) 青少年の健全育成及び環境浄化に関すること。
- (3) 補導委員の研修に関すること。
- (4) 情報資料の整備及び広報活動に関すること。
- (5) 関係機関及び各種団体との連絡協調に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(職員)

第 4 条 青少年センターに所長、事務職員及びその他必要な職員を置く。

- 2 所長は、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 その他の職員は、所長の命を受け、必要な業務を処理する。

(運営協議会)

第 5 条 青少年センターにおける各種の企画実施について、前条に掲げる業務を適切かつ的確に運営するため、その機関として加東市青少年センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、警察、教育、児童福祉等の関係機関、団体及び民間有識者等の代表者のうちから教育長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会に会長を置き、教育長をもって充てる。
- 6 協議会の会議は、年間 2 回以上開くものとし、会長がこれを招集する。

(青少年補導委員)

第 6 条 青少年センターの業務計画に基づいて、早期発見、早期補導等の業務に従事させるため青少年補導委員を置く。

- 2 前項の委員は、加東市教育委員会が委嘱する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに合併前の加東郡少年補導センターの設置及び運営に関する条例(昭和53年社町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月3日条例第31号)

この条例は、平成26年2月24日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成26年2月17日から施行する。

○加東市青少年センター規則

平成 18 年 3 月 20 日
教育委員会規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加東市青少年センター条例(平成 18 年加東市条例第 89 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(青少年補導委員)

第 2 条 加東市教育委員会が補導活動の推進を図るために委嘱する青少年補導委員(以下「補導委員」という。)は、70 人以内で組織する。

2 補導委員は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 青少年補導及び青少年教育に熱意、関心が深く、積極的に補導活動ができること。
- (2) 市内に住所又は勤務場所があること。

3 補導委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補導委員の任務)

第 3 条 補導委員は、青少年センターの業務計画に基づき、早期発見、街頭補導、補導業務の連絡調整等に参加奉仕するものとする。

(補導委員会)

第 4 条 条例第 6 条の規定による補導委員の活動の円滑を期するため、補導委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第 5 条 委員会は、条例第 6 条の規定による補導委員をもって構成する。

(委員会の役員)

第 6 条 委員会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 2 人

(委員会役員の仕事)

第 7 条 会長は、会を代表し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、これを代行する。

(委員会役員の仕事)

第 8 条 委員会役員の仕事は、補導委員の仕事とする。

(委員会の会議)

第 9 条 総会は、年 1 回以上開き、活動計画の審議及び委員会運営上必要な事項を議決する。

2 役員会は、総会委任事項及び委員会の運営に必要な事項を審議する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに合併前の加東郡少年補導センターの設置及び運営に関する条例施行規則(昭和 53 年加東郡教育委員会規則第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。